

第8次熊本・上益城地域保健医療計画について

令和5年（2023年）10月5日

医療計画について

(厚生労働省資料)

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間 (現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。)

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏 (令和3年10月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

三次医療圏

52医療圏 (令和3年10月現在)

※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業(*)…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、新興感染症等)。

(*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

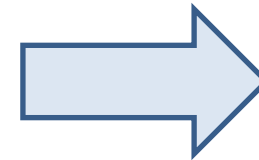
- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

第8次熊本・上益城地域保健医療計画のイメージ

第7次

熊本・上益城地域保健医療計画

- 県保健医療計画を県全体で計画を推進するため、別冊で地域計画「熊本・上益城地域保健医療計画」を作成した。(100ページ程度)
- 地域計画では、共通編（双方が共同で取り組む項目）と地域編（それぞれの地域で取り組む項目）で構成し、地域特性に応じた体制整備や問題解決のための具体的な取組等を記載。
- 地域計画については、熊本・上益城地域保健医療推進協議会や関係機関との検討会等で協議し、取組の推進を図った。



第8次

熊本・上益城地域保健医療計画

- 県保健医療計画の中に「圏域編」として、熊本・上益城地域の圏域の概要、現状と課題、取組の方向性を記載する。(10ページ程度)
 - 別冊で地域計画「熊本・上益城地域保健医療計画」を作成する。
地域計画は県保健医療計画を受けて、熊本・上益城地域が抱える保健・医療の課題に対し、重点的に取組む必要のある項目について、具体的な取組や評価指標も含めて記載する。
(30～40ページ程度)
- ※上益城地域は、県保健医療計画「圏域編」に準じて地域の課題や取組を記載する。

第7次熊本・上益城地域保健医療計画 （熊本地域編）			
第2編 基本計画	熊本地域編	第1章	働く世代の健康づくりの推進
			生活習慣病の発症予防と重症化予防
		第2章	医療機能の適切な分化と連携
			糖尿病
			精神疾患
			認知症
			難病
			在宅医療
			救急医療
			災害医療
			歯科保健医療対策
		第3章	健康危機管理に対する体制
			新型インフルエンザ等
			結核

14項目



第8次熊本県保健医療計画 熊本・上益城圏域編（熊本地域（案））

13項目

- ◎ 1 医療機能の適切な分化と連携【熊本・上益城共通項目】
→地域医療構想調整会議で、各医療機関が担う病床の医療機能や連携に向けた体制づくりを協議することとしており、二次医療圏において継続して取組が必要。
- ◎ 2 (新) 外来医療機能に係る医療機能体制の確保【熊本・上益城共通項目】 →【★必須項目】外来医療計画からの統合
- ◎ 3 在宅医療【熊本・上益城共通項目】
→第7次計画の総合評価で前進しているが、地域包括ケアシステムの構築に向けて今後も継続して取組が必要。
- ◎ 4 救急医療【熊本・上益城共通項目】
→安定的な救急医療制の維持のため、市民への啓発、高齢者の救急医療、新興感染症の発生まん延時における救急医療体制の構築等の取組が必要。
- ◎ 5 災害医療【熊本・上益城共通項目】
→災害時に関係機関と連携し、発災直後から切れ目のなく必要な医療を提供できるよう災害医療体制等の整備が必要。
- ◎ 6 (新)新興感染症発生・まん延時における医療【熊本・上益城共通項目】
→【☆新設】新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症発生及びまん延時における医療体制の構築が必要。
- 7 (新)より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
→各世代の生活習慣病予防対策を充実させ、生涯を通じた健康づくりを支援する取組が必要。
- 8 生活習慣病の早期発見・対策
→特に働く世代の生活習慣病の早期発見・発症予防のため各種健診や保健指導の利用促進を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組が必要。
- 9 (新)生活機能の維持・向上
→高齢者の心身の機能低下を最小限にし、高齢者の健康寿命の延伸を図る取組が必要。
- 10 (新) がん
→本市の死因の第1位はがんであり、がんに関する正しい知識の普及啓発、発症予防、早期発見、がん医療の提供体制や相談支援体制の充実、仕事と治療の両立支援（アピアランスケア含む）等の取組が必要。
- 11 糖尿病
→糖尿病やその予備群は増加傾向にあり、糖尿病の発症予防、早期発見・早期治療、重症化予防等の取組が必要。
- 12 精神疾患
→精神疾患の患者数は増加傾向にあり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや医療連携体制の構築が必要。
- 13 健康危機管理に関する体制
→多様化する健康危機事例に対応するため、関係機関と連携し平常時の備えや発災時の対応等、体制整備の強化が必要。

【重点項目】
◎熊本・上益城共通項目
・二次医療圏で協議し共同で取組むことが必要な項目（主に医療分野）
○熊本地域で重点的に取組項目
・現状や課題分析により、熊本地域として特に大きな課題を重点的取組項目として設定

第7次熊本・上益城地域保健医療計画
（上益城地域編）

第2編 基本計画	上益城地域編	第1章	子どもの頃より良い生活習慣の形成
			働く世代の健康づくりの推進
			生活習慣病の発症予防と重症化予防
		第2章	医療機能の適切な分化と連携
			糖尿病
			精神疾患
			認知症
			難病
			在宅医療
			救急医療
			災害医療
			へき地の医療
		第3章	健康危機管理に対する体制
			新型インフルエンザ等
			結核

15項目



【重点項目】

①二次医療圏で協議し、共同で取り組むことが必要な項目（主に医療分野）

②評価指標が後退している項目及び県平均を下回っている項目

③地域の特徴がある項目

④平常時から体制整備が必要な項目等

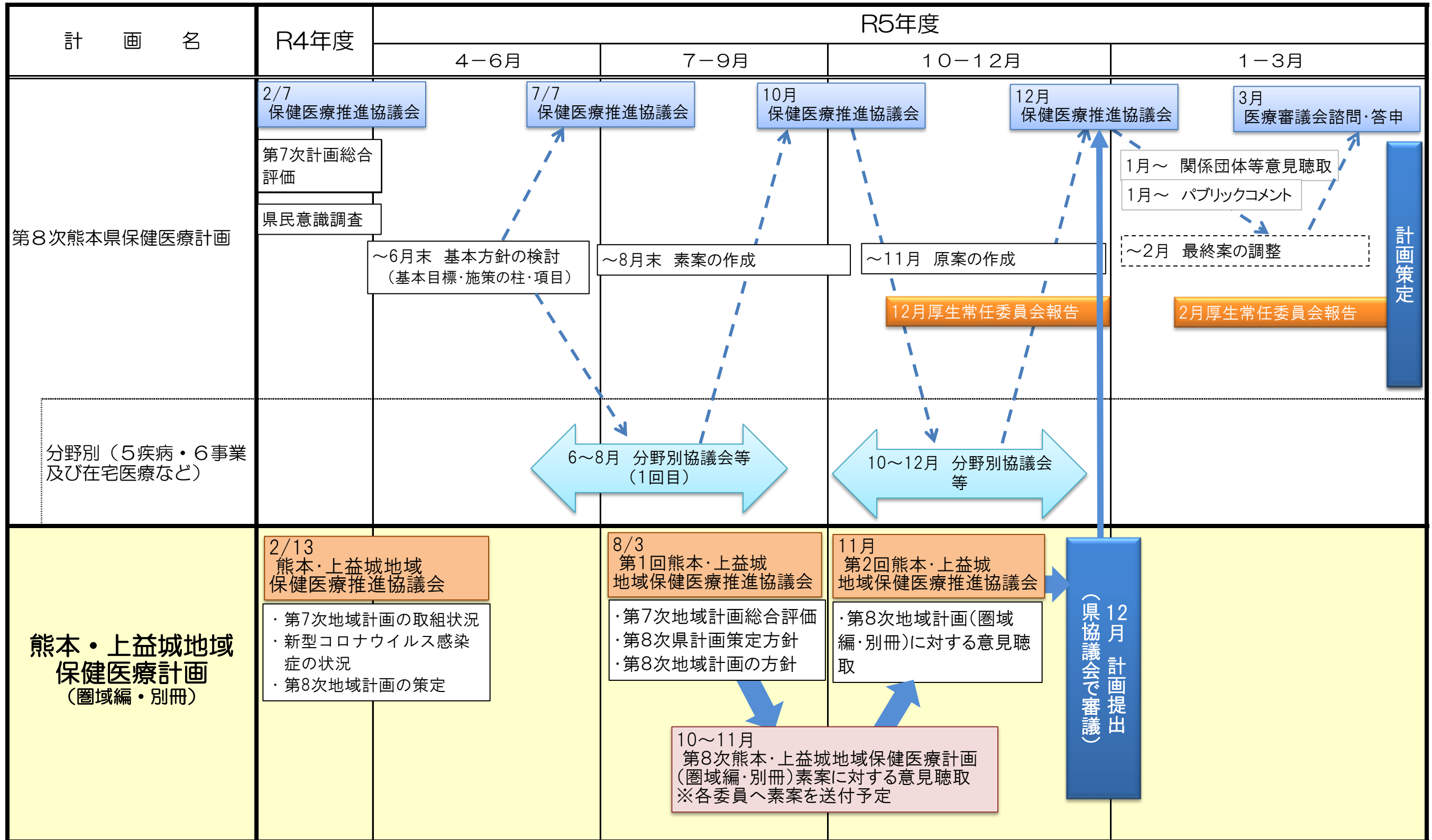
※その他の項目は県保健医療計画に沿って取り組みを推進する

第8次熊本県保健医療計画 熊本・上益城圏域編（上益城地域（案））

- ◎ 1 医療機能の適切な分化と連携【熊本・上益城共通項目】
→①地域医療構想調整会議で、各医療機関が担う病床の医療機能や連携に向けた体制づくりを協議することとしており、二次医療圏において継続して取り組みが必要。
- ◎ 2 外来医療機能に係る医療機能体制の確保【熊本・上益城共通項目】
→【★必須項目】①外来医療計画からの統合
- ◎ 3 在宅医療【熊本・上益城共通項目】
→①総合評価にて前進しているが、地域包括ケアシステムの構築に向けて今後も継続して取り組みが必要。
- ◎ 4 救急医療【熊本・上益城共通項目】
→①安定的な救急医療体制の維持のため、住民への啓発、高齢者の救急医療、新興感染症の発生まん延時における救急医療体制の構築等の取組が必要。
- ◎ 5 災害医療【熊本・上益城共通項目】
→①災害時に関係機関と連携し、発災直後から切れ目のなく必要な医療を提供できるよう、二次医療圏において災害医療体制等の整備が必要。
- ◎ 6 新興感染症発生・まん延時における医療【熊本・上益城共通項目】
→【☆新設】①新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、二次医療圏において新興感染症発生及・まん延時における医療体制の構築が必要。
- 7 より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
→②総合評価において「健康づくりの推進」及び「糖尿病」は後退している指標が多く、また県平均を下回っている指標が多いため、引き続き取り組みが必要。
- 8 へき地医療 →③山都町に無医地区・無歯科医地区があり、引き続き医療の確保の取組が必要。
- 9 救急医療（山都救急医療圏）
→③山都救急医療圏において、限られた医療機関で救急患者の受入れを行っており、引き続き救急医療体制の確保に取り組むことが必要。
- 10 健康危機管理
→④様々な健康危機事例（感染症や食中毒等）に対応できるよう、平常時から体制整備が必要。

10項目

第8次熊本県保健医療計画策定スケジュール



※「二次保健医療圏における計画の推進に向けて（圏域編）」については、二次保健医療圏ごとの地域保健医療推進協議会で協議の上、原案を作成し、県計画

（8月3日開催 令和5年度第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会資料）